

掛川市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。その関係図面は、平成26年3月24日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

掛川市長 松井三郎

市道廃止路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	高瀬線	南西郷字十七ノ坪476-1	板沢字川添1230-3	
2	高瀬岩井寺線	高瀬字貝ヶ沢1094-12	岩井寺字聖ヶ谷483-1	
3	東中東線	宮脇字堀之内309-1	宮脇字堀之内294	